

国立市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 低所得者の保険料軽減強化の財源として見込まれていた消費税の引上げが延期されたことにより、平成 29 年度も現行の所得第 1 段階のみの保険料軽減を継続するため、条例の一部を改正するものである。

国立市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

国立市介護保険条例の一部を改正する条例(平成 27 年 3 月国立市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

付則第 3 項(見出しを含む。)中「及び平成 28 年度」を「から平成 29 年度まで」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。